

(令和 6年 6月 1日現在)

地域生活支援センター「Heart Link」

予防専門型・生活支援型訪問サービス 重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人1980
法 人 種 別	社会福祉法人
法 人 所 在 地	名古屋市守山区川東山2301番地
電 話 番 号	052-791-9160
代 表 者 氏 名	鈴木 基正

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	地域生活支援センター「Heart Link」
事 業 所 の 所 在 地	名古屋市守山区城土町373番地の1
事 業 所 指 定 番 号	23A1300178
事 業 所 の 電 話 番 号	052-737-6080
通常の事業の実施地域	名古屋市守山区全域
指 定 年 月 日	平成28年6月1日

3 営業日・営業時間とサービス提供日・サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供日	365日
サービス提供時間	6時～22時

4 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計員数	職務の内容
管理者	1		1	一元的に管理する
サービス提供責任者	2		2	サービス利用の調整・従業者への技術指導・計画書の作成
ヘルパー		16	16	訪問介護の提供にあたる
事務職員		1	1	事務処理

5 運営の方針

事業所は、居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活に係る援助を行うものとします。

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。

事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

6 サービスの内容

身体介護	入浴介助（入浴が困難な方には清拭） 排泄介助（トイレのお手伝い・オムツ交換） 食事介助（安全な食事のお手伝い） 体位変換（褥瘡予防の為に介助等） 移動・起居の介助（歩行の見守りや車いすでの移動、ベッドからの起居、移乗など） 衣類の着脱・洗面・洗髪の介助
------	---

	外出介助・通院の介助 服薬・見守り的な援助 など
生活援助	調理・衣類の整理、補修・住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物 関係機関との連絡 など

※訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 利用料金

（１）介護給付費支給対象サービス利用者負担額

公示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める利用者負担額の料金をいただきます。事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。詳細は別紙料金表に記載します。

（２）その他の料金

- ・本人にかかる実費
- ・サービス提供にあてり必要となる利用者の居宅で使用する電気・ガス・水道の費用
- ・通院・外出介助等で必要となる訪問介護員の公共交通機関等の交通費

（３）交通費

上記２で示した「通常の実施地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費が 500 円を超えた場合、超えた分の料金をいただきます。

（４）キャンセル料

キャンセル料が必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・前日の 17 時前までにご連絡いただいた場合 無料
- ・前日の 17 時以降 1,000 円

（５）支払い方法

利用者負担額及びその他費用の支払いは、1 か月ごとに計算し、翌月 10 日までに請求しますので、15 日までに支払ってください。支払いは現金でお願いします。

8 サービスの利用

（１）サービスの開始

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）もしくは、事業対象者となる認定申請書を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合や基本チェックリストの実施が行われていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- ③利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」もしくは「介護予防ケアマネジメント」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定介護予防・生活支援の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「介護予防計画」を作成します。なお、作成した「介護予防計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

- ④サービス提供は「介護予防計画」に基づいて行います。なお、「介護予防計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- ⑤訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(2) サービスの終了

- ①利用者が当事業者に対し30日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを1か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖または縮小させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ①利用者が施設に入所した場合
- ②利用者が亡くなった場合

9 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。

事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 福祉ふれあい活動総合補償

10 緊急時等における対応方法

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、同意書（別紙）に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

また、事業所への利用者からの緊急時の対応要請は、下記窓口にて対応致します。

なお、営業日・営業時間内のみの対応となります。

緊急時対応窓口 052-737-6080（※携帯番号は別途お知らせします）

11 この契約に関する苦情・相談窓口

事業所は、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行います。

事業所は、名古屋市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を名古屋市に報告します。

事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。

当事業所ご利用相談・苦情窓口

苦情受付担当者	亀井 あゆみ
---------	--------

苦情解決責任者	久留島光保子
電話番号	052-737-6080
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
第三者委員	氏 名：志村 ゆず（名城大学教授） 連絡先：052-838-6130（研究室直通） 氏 名：飯塚 一裕（愛知教育大学准教授） 連絡先：0566-26-2392 氏 名：西岡慶樹（臨床心理士）

当事業所以外に、市役所の窓口でも受け付けています。

名古屋市役所 介護保険課指導係	所在地：中区三の丸三丁目1番1号 連絡先：（電話）972-2592 （FAX）972-4147 受付時間：8:45 ～ 17:30
--------------------	---

「福祉サービス運営適正化委員会」においても苦情対応を行っています。

愛知県 運営適正化委員会	所在地：東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 連絡先：（電話）202-0167 （FAX）202-0168 受付時間：9:00 ～ 17:00
-----------------	---

12 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

13 その他

- （1）事業所は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにします。
- （2）従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

事業利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

（所在地）名古屋市守山区川東山2301番地

（名 称）社会福祉法人 1980

理事長 鈴木 基正

印

（説明者） 所 属 地域生活支援センター「Heart Link」

氏 名

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

（住 所）

（氏 名）

印

代理人又は立会人等

（住 所）

（氏 名）

印